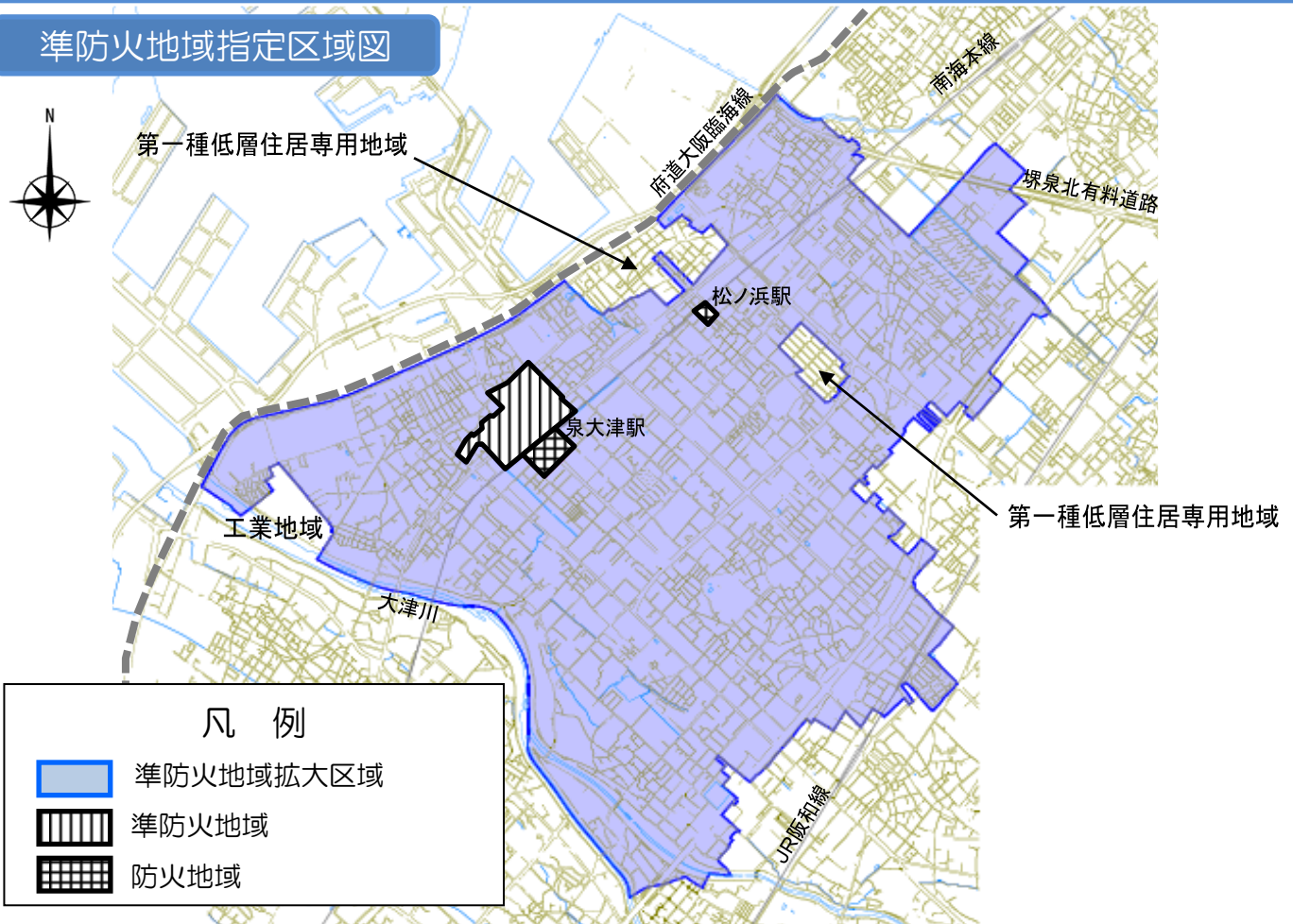


平成26年6月2日（月）より「準防火地域」を拡大しました。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの火災が発生し、延焼（火事が次々に燃え広がること）による甚大な被害が生じました。さらに、平成23年に発生した東日本大震災でも火災による被害が生じております。今後も東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されていることから、被害を低減するための対策が必要です。

そのため、本市では、災害に強いまちづくりを進める取組みの一環として、準防火地域の指定拡大を行い、一人ひとりの協力により建築物の火災に対する安全性を高め、市街地の防災機能の向上を図ります。

準防火地域指定区域図



準防火地域の指定拡大区域における規制の適用について

- (1) 準防火地域指定の施行日（平成26年6月2日）以前に法令に適合して建てられた建築物については、準防火地域の構造制限への適合義務はありません。ただし、施行日以降に増築や改築等を行う場合には、適合させる必要があります。
- (2) 準防火地域の構造制限の適用の基準日は着工日となります。そのため、建築確認申請を行い、または確認済証が交付されていても、施行日時点で着工していないものは、準防火地域の構造制限が適用されます。
- (3) これまで建築確認申請が不要とされていた10㎡以内の小規模な増築や改築等についても、施行日以降は建築確認申請が必要となります。

準防火地域のきまり

準防火地域では、建築物の新築や増・改築の際に、建築基準法により、建築物の構造について制限がかかります。一般的な制限の内容は以下の通りで、屋根や外壁の開口部等に防火措置が必要になるほか、建物の階数や規模等に応じた燃えにくい構造とする必要があります。

(1) 準防火地域内の建築物の構造制限の概要【全ての建築物】

屋根	瓦などの不燃材料で造るか葺く。
外壁の開口部 (窓やドア、換気扇など)	延焼のおそれのある部分※の外壁の開口部には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、20分間、反対側に火炎を出さない性能を有する防火設備(鉄製の玄関ドアやダンパー付き換気扇など)を設置する。

※延焼のおそれのある部分：隣地境界線や道路中心線などから1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分。

(2) 準防火地域内の建築物の構造制限の概要【階数と延べ面積別】

延べ面積 地階を除く階数	500㎡以下	500㎡を超え 1,500㎡以下	1,500㎡を 超える		
4以上	①耐火建築物				
3				③防火上必要な技術基準に適合する建築物	②準耐火建築物
2以下				④制限なし(木造建築物等の外壁・軒裏は制限あり)	

①耐火建築物

主要な構造部分(壁、柱、床、梁、屋根、階段)を鉄筋コンクリート造や耐火被覆した鉄骨造等とした建築物

②準耐火建築物

主要な構造部分を一定厚以上の石膏ボード等で覆ったもの、外壁を耐火構造にしたもの等で防火上一定の耐火性能を有する建築物

1. 木造等で主要な構造部分を一定厚以上の石膏ボードで覆ったもの
2. コンクリートブロック造等で、屋根や外壁を燃えにくくしたもの
3. 鉄骨造等で、主要な構造部分を不燃性の材料で造ったもの

③防火上必要な技術基準に適合する建築物

窓やドアの構造や面積、主要な構造部分の防火の措置について、規定された建築基準法施行令に適合した建築物

④制限なし(木造建築等の外壁・軒裏は制限あり)

外壁と軒裏の延焼のおそれのある部分(1階は3m以下、2階は5m以下)の屋内側を石膏ボード張り、屋外側を鉄網モルタル塗などとする。

※具体的な制限の内容は、敷地状況や上記以外の法令等にもよりますので、詳細は、大阪府審査指導課 確認検査グループまたは民間の指定確認審査機関にお問い合わせください。

※既存の建築物については、そのまま使う場合には新たな構造制限はかかりませんが、増・改築等する場合、一部を除き、上記の構造制限に適合させる必要があります。

問い合わせ先

泉大津市 都市政策部 まちづくり政策課

TEL(0725)33-1131

